

令和 2 年 4 月 6 日

静岡県教育長 木苗 直秀 様

ふじのくに県民クラブ

会 長 阿部 卓也

政調会長 田口 章

新型コロナウイルス感染症の状況に応じた適切な学校運営を求める要望書

2 月末の政府要請による一斉休校での教育委員会のスピーディな対応には敬意を表します。しかし感染収束はいまだ遠く、新年度の学校運営にも大きな影を落としています。

県は 3 月 26 日および 4 月 3 日に学校再開に関する通知を発出しましたが、再開にあたっては地域の感染状況を十分に考慮した丁寧な対応が求められます。県内でもいくつかの自治体で小中学校の休業を継続しており、再開する自治体においても慎重な対応が求められます。

つきましては、下記の点を要望いたしますのでご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 感染防止ガイドラインの作成

- ・ 児童生徒の検温、消毒、換気、給食指導等、集団生活での感染予防に対応する教職員用のマニュアルを作成し周知すること。
- ・ 児童生徒が感染した場合の学校の対応をマニュアル化し、緊急時の対応を周知すること。
- ・ 登校前の検温や、発熱・席などの症状がみられる際の自宅待機の重要性を家庭に周知し、協力を求めること。

2. 物的支援について

- ・ アルコール消毒液、マスク、ハンドソープ等感染拡大防止に必要な物資について十分な量を現物支給すること。
- ・ 短時間で健康状態が確認できる非接触型照射体温計を必要数支給すること。

3. 人的支援について

- ・ 不登校児童生徒等に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援を手厚くして家庭との連携を図ること。
- ・ 校内の消毒等、教職員以外でもできる活動は保護者等地域人材の協力を得るなど外部人材の活用を図ること。

4. 感染拡大時に備えた対応の検討

- ・ 休校時に自宅で過ごす時間が長くなった場合懸念される児童虐待や家庭内暴力の把握に努め、丁寧に対応するための体制を検討しておくこと。
- ・ 休校時の学習の機会確保や、3密を避けることを前提としたグラウンド・体育館の活用など体力低下の防止策について検討すること。
- ・ 休校が長期にわたる場合でも、支援員等の就労を確保するとともに、再開時に人材を確保できるよう努めること。

5. その他

- ・ 部活動や施設利用の対応などで県教育委員会と市町教育委員会の対応が違い、児童生徒や保護者に混乱を与えているケースがあるため調整すること。
- ・ 同様に公立学校と私立学校でのばらつきを調整するための「公私連絡協議会」を開催すること。
- ・ 短縮日課等により授業時数が削減された場合、標準授業数の扱いを柔軟にすること。
- ・ 修学旅行や遠足などの中止や延期による損害費用が発生した場合、公費保証すること。
- ・ 再開時、児童生徒本人や保護者が登校させたくないとした場合の措置について対応を検討すること。
- ・ 上記の要望のうち市町教育委員会にも適応すべきものについて、参考意見として伝えること。

以上